

令和 6 年度グローバル・リーダー育成海外短期研修事業
【専門高校生国外研修】業務 受託コンソーシアム協定書（案）

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団理事長 宮城 淳（以下「甲」という。）と構成員
法人名〇〇〇〇 代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。）

（目的）

第 1 条 本協定は、コンソーシアムを設立し、沖縄県の発注に係る令和 6 年度グローバル・リーダー育成海外短期研修事業【専門高校生国外研修】業務（以下「本事業」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

（名称）

第 2 条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、沖縄県の発注に係る令和 6 年度グローバル・リーダー育成海外短期研修事業【専門高校生国外研修】業務受託コンソーシアム
（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第 3 条 本コンソーシアムは、事務局を宜野湾市伊佐 3 丁目 4 - 1 3 階に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第 4 条 本コンソーシアムは、事業委託契約締結の日に成立し、本事業委託契約の業務完了後 6 カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の規定にかかわらず、コンソーシアムは、本事業を受託することができないことが確定した日に解散する。

（構成員の住所及び名称）

第 5 条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

（1）沖縄県宜野湾市伊佐 3 丁目 4 - 1 3 階

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団 理事長 宮城 淳

（2）（所在地）〇〇県〇〇〇〇

（法人名・代表者名）〇〇〇〇

（幹事団体及び代表者）

第 6 条 本コンソーシアムの幹事団体は、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団とする。

2 本コンソーシアムの幹事団体を本コンソーシアムの代表者とする。

（代表者の権限）

第 7 条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の実施に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

（取引金融機関）

第 8 条 本コンソーシアムの取引金融機関は、琉球銀行普天間支店とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(運営委員会)

第9条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営に当たるものとする。

(業務の分担)

第10条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに従って分担の変更があるものとする。

- ・研修全体の計画・運営、周知広報・連絡事項調整、関係機関との連絡調整、効果検証調査（公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団）
- ・研修の計画・運営、周知広報・連絡事項調整、関係機関との連絡調整、研修に係る手配業務（構成員名）（構成員の連帯責任）

第11条 本コンソーシアムは、それぞれの分担した業務について進捗管理を行い、本コンソーシアムの構成員は、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(委託料の支払)

第13条 乙は、沖縄県と締結する令和6年度グローバル・リーダー育成海外短期研修事業【専門高校生国外研修】委託契約書（以下「本契約」という。）に基づき、実績報告書等の提出後、その報告にかかる業務委託の成果が本契約の内容に適合するものであると認められるときは、支払いすべき委託料（既に支払済の額があるときは、当該支払済額を控除した額）の支払いを請求することができる。

2 甲は乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず委託料の9割を限度として概算払いをすることができる。

3 乙は、前項の概算払いを請求するときは、支払計画書に基づき概算払請求書を甲に提出するものとする。

4 乙は、既に支払いを受けた委託料が委託料の額の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲に返還するものとする。

5 乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて年利2.7%の延滞金を徴収できるものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第15条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。但し、諸事情により事業継続が困難な場合は別途運営委員会にて協議する。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第16条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は脱退した場合においては、発注者の承

認を得て、コンソーシアムの残存構成員の中から当該構成員の分担業務を引き受ける者（以下、「分担業務引受者」という）を選定する。

- 2 前項の場合において、分担業務引受者の選定が困難なときは、残存構成員が共同連帯して、当該構成員の分担業務を完了する。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を本コンソーシアムに加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は脱退した構成員の分担業務を完了する。

（解散後の瑕疵担保責任）

第17条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。ただし、県との委託契約にかかる事項については、事前に県と協議した上で定めるものとする。

（管轄裁判所）

第19条 本協定の紛争については、那覇地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。代表者幹事企業公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団ほか1社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として正本1通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和6年 月 日

甲 代表者（所在地）沖縄県宜野湾市伊佐3丁目4-1 3階
（名称）公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団
（代表者）理事長 宮城 淳

乙 構成員（所在地）
（名称）
（代表者）